邑楽町告示第98号

平成29年第2回邑楽町議会定例会を次のとおり招集する。

平成29年6月7日

邑楽町長 金子正一

- 1. 期 日 平成29年6月12日
- 2. 場 所 邑楽町役場 議 場

○応招・不応招議員

○応招議員(13名)

1番	黒	田	重	利	議員		2番	大	賀	孝	訓	議員
3番	瀬	山		登	議員		4番	松	島	茂	喜	議員
5番	塩	井	早	苗	議員		6番	原		義	裕	議員
7番	松	村		潤	議員		8番	神	谷	長	平	議員
9番	半	田		晴	議員	1	0番	坂	井	孝	次	議員
11番	大	野	貞	夫	議員	1	2番	田音	8井	健	\equiv	議員
14番	小	島	幸	典	議員							

○不応招議員(なし)

平成29年第2回邑楽町議会定例会議事日程第1号

平成29年6月12日(月曜日) 午前10時開会

邑楽町議会議場

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 同意第 2号 農業委員の任命につき同意を求めることについて
- 第 4 同意第 3号 農業委員の任命につき同意を求めることについて
- 第 5 同意第 4号 農業委員の任命につき同意を求めることについて
- 第 6 同意第 5号 農業委員の任命につき同意を求めることについて
- 第 7 同意第 6号 農業委員の任命につき同意を求めることについて
- 第 8 同意第 7号 農業委員の任命につき同意を求めることについて
- 第 9 同意第 8号 農業委員の任命につき同意を求めることについて
- 第10 同意第 9号 農業委員の任命につき同意を求めることについて
- 第11 同意第10号 農業委員の任命につき同意を求めることについて
- 第12 同意第11号 農業委員の任命につき同意を求めることについて
- 第13 議案第26号 邑楽町個人情報保護条例及び邑楽町情報公開条例の一部を改正する条例
- 第14 議案第27号 邑楽町立認定こども園設置条例

○出席議員(13名)

大 賀 孝 訓 議員 1番 黒 田 重 利 議員 2番 3番 瀬山 登 議員 4番 松 島 茂 喜 議員 塩 井 早 苗 議員 6番 原 義 裕 議員 5番 松村 7番 潤 議員 8番 神 谷 長 平 議員 半 田 晴 議員 9番 10番 坂 井 孝 次 議員 11番 大野貞夫議員 12番 田部井 健 二 議員

14番 小島幸典議員

○欠席議員(なし)

○地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

金	子	正	_	H	ſ		長
大	胐		<u> </u>	畐	ıj l	町	長
大	竹	喜亻	そ 子	孝	t :	育	長
関		春	彦	糸	※ 務	課	長
横	山	淳	_	í	三画	課	長
金	井	幸	男	移	治 務	課	長
阳	部	昌	弘	信	臣 民	課	長
橋	本	圭	司	萝	全全安	心調	是
橋	本	恵	子	俊	建康福	i 祉 護	是
久。	保 田		裕	于	こ ども	支援詞	果長
小	林		隆	秉	きまま き 農業 事 務	興調 委員	長会長
森	戸	栄	_	育	5 工 振	興調	長
松	崎	嘉	雄	者	8 市建	設調	長
山	﨑	健 -	一郎	会	計會会		
中	繁	正	浩	当	栓 校教	育調	是
半	田	康	幸	生	三涯 学	習調	是

○職務のため議場に出席した者の職氏名

 田部井
 春
 彦
 事
 務
 局
 長

 石原
 光
 浩
 書
 記

◎開会及び開議の宣告

〇小島幸典議長 ただいまから平成29年第2回邑楽町議会定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

[午前10時04分 開議]

◎諸般の報告

○小島幸典議長 日程に入る前に諸般の報告をします。

監査委員から監査結果の報告がありましたので、写しをお手元に配付しておきましたから、ご了 承願います。

次に、今期定例会に説明員として出席通知がありましたので、写しをお手元に配付しておきましたから、ご了承願います。

次に、町長からお手元に配付のとおり、平成28年度分の繰越明許費繰越計算書について提出がありました。

本日の議事日程は、配付したとおりであります。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○小島幸典議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員には、会議規則第124条の規定により、議長において、瀬山登議員、松島茂喜議員を指名します。

◎日程第2 会期の決定

○小島幸典議長 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から16日までの5日間としたいと思います。これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○小島幸典議長 異議なしと認めます。

よって、会期は本日から16日までの5日間と決定しました。

◎日程第3 同意第 2号 農業委員の任命につき同意を求めることについて

5

同意第11号 農業委員の任命につき同意を求めることについて

○小島幸典議長 日程第3、同意第2号 農業委員の任命につき同意を求めることについてから日程

第12、同意第11号 農業委員の任命につき同意を求めることについてまでの10案を、関連がありますので、一括議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

金子町長。

[金子正一町長登壇]

○金子正一町長 ただいま一括上程されました同意第2号から同意第11号の農業委員の任命につき同意を求めることについて、提案理由の説明を申し上げます。

農業委員会等に関する法律が改正され、平成28年4月1日に施行されたことに伴い、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、邑楽町大字藤川在住の天谷豊氏、邑楽町大字石打在住の金子節夫氏、邑楽町大字秋妻在住の高田洋子氏、邑楽町大字狸塚在住の松島章倫氏、邑楽町大字藤川在住の諸井政男氏、邑楽町大字狸塚在住の横山正行氏、邑楽町大字篠塚在住の清水和夫氏、邑楽町大字中野在住の天谷雄一氏、邑楽町大字中野在住の武井輝行氏、邑楽町大字中野在住の島田信成氏の10名を農業委員として任命いたしたいので、議会の同意をいただきたく、ご提案申し上げる次第であります。

よろしくご審議の上、ご同意賜りますようお願い申し上げます。

- ○小島幸典議長 これより10案について一括質疑に入ります。質疑ありませんか。 松島茂喜議員。
- ○4番 松島茂喜議員 この件につきましては、全員協議会のほうでも協議をいたしましたが、残念ながら、私のほうから幾つか町長に伺った経緯がございますが、納得のいくような回答が得られていないということで、この場をおかりいたしまして質疑をさせていただきたいと思いますが、まずこの農業委員の選定に当たって設けてあったと思われる選定基準というものがあると思いますが、ホームページ上に応募、推薦ということで掲載をした年月日、それからその基準を定めた年月日、それぞれまずはお伺いをしたいと思います。
- ○小島幸典議長 小林農業委員会事務局長。
- 〇小林 隆農業振興課長兼農業委員会事務局長 お答えいたします。

農業委員の今回の推薦及び募集につきましては、平成29年2月15日から3月24日の38日間を募集 期間といたしました。

以上でございます。

〔「ホームページに掲載した……」と呼ぶ者あり〕

○小林 隆農業振興課長兼農業委員会事務局長 失礼しました。ホームページに掲載したのは、最終的には3月31日に町ホームページで氏名、職業、年齢等を公表しております。なお、住所、電話番号及び生年月日は除いております。

選考基準につきましては、一つの案といたしまして、2月の上旬に腹案が出されております。な

お、評価委員会を最終的には5回ほどしまして、その中で、評価委員会の中で選考基準も定めております。

失礼しました。選考基準については、最終的に平成29年5月11日に、選定基準の確認を最終的に 行いました。

以上でございます。

- ○小島幸典議長 松島茂喜議員。
- ○4番 松島茂喜議員 今の課長の説明ですと、ホームページ上に農業委員の募集を行う際、その募集要項等を公表したときには確かな選定基準が決まっておらず、募集を締め切った後の5月11日の日にその選定基準を最終的に定めたというようなお話であったのかなと思いますが、このプロセスですね、それについて町長にお伺いしますが、こういった決め方というのが本当に正当なその行政手続の中で行われているのかどうか、その点について私は非常に疑問があるというふうに思っています。なぜなら、当然選定基準を同時にホームページのほうに公開して、こういった基準で選考いたしますということをしっかりと周知した中での募集ということにしなければ、これはやはり順序が違っているのではないか、そういったお話も全員協議会の中でさせていただきました。そういったプロセスを踏まえれば、私は正当ではなかったと言わざるを得ない状況かなと思いますが、町長のその点についての考え方をお伺いをいたします。
- ○小島幸典議長 金子町長。
- ○金子正一町長 お答えいたします。

正当な手法ということで考えれば、1月31日だったでしょうか、この要項等の公布をいたしまして、その後の仕事の段取りという形になるかと思いますけれども、当然のことですけれども、公募する前には、こういった基準ということをお示しをして行うということがやはり必要だったかなというふうな認識は持っております。したがって、そういう形で行えなかったということについては、これはおわびを申し上げるということになるわけですが、ただ4回ほどの、5月11日のときにその基準が決定をされ、そしてその基準に基づいて選考されたということについては、順序は逆という形になってしまいましたけれども、この農業委員の選考については、この評価委員会の中で十分審議をされて行われてきたもの、そのように理解をいたしております。

- ○小島幸典議長 松島茂喜議員。
- ○4番 松島茂喜議員 今町長の答弁を伺いましたが、全員協議会の中での答弁と同じなのかなという感を受けましたが、正当でないというものを議案として上げてくるというのは、私たちもその議案に対してこれは審議できないわけです、そういう形では。しっかりと説明責任が当然提案者のほうからされてこそ、我々もそれは正しい判断ができると。これは当然のことだと思います。まして、総務教育常任委員会のほうでは議案の撤回というようなお話も出たというふうに伺っております。そういったことも踏まえても、なお強硬にこういった形で出してきた。私は非常に遺憾であるとい

うふうに思います、そのプロセスに関しては。

もう一つ最後に伺いますが、全員協議会の中でもこれは伺いました。その5月11日の日に定めた選考基準の中で8番の評価採点表というのが私どものところに公表されたわけですけれども、その中で地域からの信頼及び応募理由ということで5点から15点まで3段階に分けて評価を行っている。ここの部分が、一番最後に該当者とされた方の点数のところですね、5点しか開きがない。それで、ここの部分だけの差で該当また非該当という判断がされてしまったわけですが、この件については、先ほど私が申し上げたように、応募をする段階でちゃんとしたこの基準が示されていれば、5点である自薦による者でなくして、3名以上からの農業者等からの推薦を得た者として推薦を上げていただいていれば10点もらえたわけです。そうなりますと、非該当となった二方と、それから最終的に該当となった方、この3名が同点ということで、またそこで再度審議が行われたと、そういう経過は私はあったと思うのです。ですから、この基準を後から定めた中で今回のような結論が出てしまうと、非該当となった方から、もちろん行政に対してどうして非該当となってしまったのだといったときに、私は説明がつかないと思うのですけれども、仮にそうなった場合、どういう説明をその方々にされようとしているのでしょうか。その点について、町長に伺います。

- ○小島幸典議長 金子町長。
- ○金子正一町長 まず、冒頭の選定基準が当初からできなかったということについてのいわゆるプロセスの問題については、この評価委員会の委員長である大朏副町長のほうから説明申し上げたいと思います。

それから、その回答を得た後に、非該当となった方へのことについてどう考えるのだということ については私のほうからお答えをさせていただきます。

- ○小島幸典議長 大朏副町長。
- ○大朏 一副町長 先ほどの評価の基準が大幅におくれたという、その部分につきましては、年明けから事務局サイドで調査検討をしておりましたが、2月の委員の募集をする段階で基本的な評価基準の作成をしたわけでございます。本来であれば、募集する段階で評価基準を決定しておけばよいというふうに思いますが、農業委員に関する定数条例の可決が1月、また委員の選任に関する規則の制定が1月末となりました。その後、委員の募集までの期間が非常に短かったということで、評価基準を決定することについては難しいという判断をしたわけでございます。また、委員の募集締め切りが年度末ということもありまして、評価委員の人事異動等も考えられる、そういった状況の中で事務局と私のほうが相談をいたしまして、4月以降に新たに決まった委員によって評価基準等の最終的な協議検討をして決定をしていくということになったわけでございます。今回が初めての今回のケースでございますので、これまで慎重に審議を行ってきた、4回の評価委員会の中で評価基準を決定した、こういうことで候補の選定を行ったわけでございます。

それと、先ほどの点数の関係でございますけれども、実際に先ほど松島議員からお話があったと

おり、5点というわずかな点数の差がついたのは事実でございます。しかし、その点数の差によって候補者になるならないという結果につながったと、5点の差については最終的には採点をする上での結果と私たちは捉えております。

また、この3つに分けた部分でございますけれども、地域からの信頼、また募集理由の配点につきましては、15点、10点、5点の3段階としたわけでございます。ここで採点をつけた理由といたしましては、農業委員としての信頼について3段階に分けて加点を行ったということでございます。15点となりました農業団体からの推薦が最も農業委員として信頼度があると私たちは判断をいたしました。10点につきましては、3名以上の農業者からの推薦ということでございます。農業団体の推薦より5点少ない点数といたしました。また、応募につきましては、推薦がないものの農業委員の職をやりたいという意欲という部分で5点の加点といたした次第でございます。

以上でございます。

- ○小島幸典議長 金子町長。
- ○金子正一町長 今副町長のほうから回答申し上げたところでもありますが、3名の非該当になった 方への説明責任をどうするのかというようなご質問につきましては、仮にというお話もありました が、仮にそのような状態が出てきた場合は、今評価委員長のほうからお話があったことも含めて、 そしてこれはその評価委員会のほうで選任をされた方の報告は私にあったわけでありますから、私 の責任においてその方々については説明をし、理解をいただくようにしたいと、このように思いま す。
- ○小島幸典議長 ほかに質疑ありませんか。 田部井健二議員。
- ○12番 田部井健二議員 この件につきまして、私のほうからも何点か町長にお聞きをしてまいりた いと思います。

私のほうは若干違いまして、まずこの評価委員会が厳正公正な中で審議をされたかということでお話を伺っていきたい、このように思っております。評価委員会が、本来は4回で終わるはず。現実には5回行われたと。5回目は人物の差しかえがあったというふうに認識をしております。まず、書類選考で本来ははじかなくてはならない方を見落としてしまって、この方が最後まで評価の対象になっていた。そして点数までついた。そしてこの10人のメンバーにも入っていた。これを私どもに総務教育常任委員会で審議をする資料を配る、その日の朝その名前が差しかえられた。こういった不手際があったわけでございます。これは評価委員も認めております。私は、こういったささいな過ちでも正せるものは正していただきたい。そして正した中でぜひとも議会に提案をしていただきたい。総務教育常任委員会の中でも全員協議会の中でも示された10名の人物を、この方々を決していいとか悪いとか、そういう話は一切出ておりません。私どもは評価委員ではありません。議会であります。評価委員会そのものが厳正に公正に審議をされたかされないか、その点をチェックを

する機関だと思っておりますけれども、まずこの点について町長は、厳正公正な中で評価委員会が 行われた、そういう認識をまずお持ちかどうか、お聞きをしたいと思います。

- ○小島幸典議長 金子町長。
- ○金子正一町長 私のほうに報告のあった結果内容については、今、田部井議員が言われますように、 公平公正、厳正の中で行われてきたというふうに認識しております。
- ○小島幸典議長 田部井健二議員。
- ○12番 田部井健二議員 非常に認識不足も甚だしいということ。間違った報告を受けているわけです。もっと正確に言えば、町長に最初に報告があったのは5月26日。このときには間違った報告。その後、訂正した報告があって町長が認めたのが5月29日。このときで人の名前が変わっているのです。そして評価委員会そのものが誤りがあったとはっきり言っているのですよ。誤りがあった評価委員会から出たものを私どもで審議はしづらいということで、総務教育常任委員会の中でもぜひとも撤回をして、もう少しきちんとした中の評価委員会を開いていただき名前を挙げていただきたい。そうすれば議会はきっと全員手が挙がって全会一致で承認をされるでしょうというお話は何度も何度もいたしました。町長の側近である副町長はじめ総務課長、そのほか総務教育常任委員会に出ていた課長たちも、ぜひ撤回をして、そしてもう一度評価委員会を開き、再度提案をし、大切な人事案件、この後お認めをいただいた方々には町の大切な役職、仕事を担っていただく方であります。ぜひとも気持ちよく仕事をしていただける環境をつくっていただきたいというお願いは、私のほうからも何度もいたしました。

町長は最後の最後までこれで押し通すのだと、少々のミスは我慢しろという態度で臨んでおり、ここ3日4日非常にまめに議員のあちらこちらに行って、ぜひともこのままで同意を賜りたいというお願いに回ったふうにも聞いております。わずか十数時間前にもそんなやりとりを議員と私の目の前でやっていたふうにも思っております。何名かの議員がそろっている、そういうことであればぜひ町長にも来て説明をしていただいたらどうだというやりとりもあったと思います。私は提案責任、当然町長にありますから、こういった人事案件非常にデリケートなものでありますから、全会一致を望むのであれば、そういったところに来て最後の説明、お願いをしても当然かと思いましたけれども、とうとう町長は来ていただけませんでした。来なかったのか、それとも来る気がなかったのかはさておいて、私はそういったところにぜひとも自分から足を運んで、頼まなくたって回っているわけですよ、5軒も6軒も、何度も何度も。それをこちらから、もう最後の晩だということで、ここにいるから、では町長話を聞きましょうということで投げかけていただいた議員もおります。では最後ぜひ皆さんで町長の話を聞いて判断をしましょうと、そういった場を町長はみずから放棄をしております。

私どもは出てきた名前をとやかく言うつもりはありません。しかし、評価委員会の中でミスがあったというのは事実です。それを公正で厳正な中で審査が行われたという話をするのは、私はいか

がなものかと思いますけれども、いかがでしょうか。

- ○小島幸典議長 金子町長。
- ○金子正一町長 田部井議員の質問の中に幾つかいろいろあるわけですが、私は評価委員会の中での審査は、先ほど申し上げました公正公平、厳正に行われたという認識を持っていると。そういう審査の過程の中でその一人の方がふさわしくないというようなことが審議された、これが第5回目で、今議員が言われますように5月29日ということです。私のところへは当初は、先ほど議員のほうは5月26日にというお話がありましたが、当初出てきたのは5月18日に第1回の報告をいただいたということがあります。その後、審査をして、そしていよいよ上程の前になってということにはなりますけれども、まだ議会のほうに提案をしていない、お示しをしていない前の段階で私は、評価委員会が開かれて5月29日の日に再報告という形で私の手元に来たのが、今皆さん方にお願いしている、提案をしている方々であります。したがって、この評価委員会の内容は、私は他の多くの課長が撤回すべきだという話は初めて今聞きましたが、私は報告を受けた方々のこの審査を通して、私自身が農業委員として適任者であるということでお願いしているわけでもありますので、よろしくお願いしたいと思います。

それから、十数時間前の話がありましたが、ありました、私のところに電話がありました。時間は午後8時40分です。40分ごろだと思います。今議員が言われますように、みんな集まっている、だから来て町長の思いを話したらいかがですかというような内容でした。しかし、私は結果として、申しわけありませんがということを申し上げました。私は私なりに、行くのには行くような条件といいますか、考えもお示ししましたけれども、結果として出席は、その場には出なかったわけでありますけれども、今議員が言われますように、その場に行ってということも大切なことだと、私も電話のやりとりの中で申し上げました。しかし、その店のほうでいろいろ皆さんのご意見をいただくということも、これは貴重なことでもありますが、私は私なりの判断に基づいてそちらへ行かなかったというのはあります。

したがって、私がこの議案を押し通す、これを何でも通すということ、何でも通すということよりも、評価委員の皆さんが基準に当てはめて、その基準もおくれはしましたけれども、いろいろな角度からその基準づくりをし、そして最終的に第4回、これが5月17日だったと思いますが、翌日私のところに報告が来たということです。

したがって、いろいろ経過はありますけれども、議員の皆さんには、その辺のところも十分ご理解をいただく中でご賛同をいただきたいというふうに思うわけであります。

- ○小島幸典議長 田部井健二議員。
- ○12番 田部井健二議員 町長、余り都合のいいところだけの話はしないほうが私はよろしいと思います。電話があったから。電話がある前に、あなたから2回ほど電話があったからかけたというふうに聞いていますし。私がではその場に行ったら、行ったら丸をくれるのか、行けば丸をくれるの

か、行ったら賛成をしてくれるのか、そんな話ばかりを町長はしていると。そういうことでなくて、 結果は結果として、まずはきちんと皆さんに話を聞いていただく場は必要ではないかというような やりとりを確かにしておりました。あなたは、私がではその場に行けば丸がいただけるのか、賛同 していただけるのか、そんなことばかりでしたよ、言っていたのは。そうではないでしょう。そう いう答えをいただく前に、提案者としての説明責任をしっかりと理解をしていただいていないとい う議員に、あなたが最後のチャンスという思いを込めて、そういうところできちんと説明をする、 それで丸をいただけるかいただけないか、それは後の話です。それを、行けば丸にするのか、行け ば賛成するのか、そっちを先にしようと思うから、あなたは何をやっても毎回毎回失敗をするわけ です。

今回、これで……

〔何事か呼ぶ者あり〕

- ○12番 田部井健二議員 議長、注意してください。うるさいですよ。
- ○小島幸典議長 静粛に。
- ○12番 田部井健二議員 町長、よろしいですか。こういうことで、今回提案をされた10名の方、多分私は全会一致にはならないと思います。極めて微妙な判断をされると思っています。そうした場合に、出された10名の方に私は非常に迷惑をかけるというふうに思っていますし、私ども議会としましても、こういう状況の中で表決をしなくてはならない、これは議会にとっても非常に迷惑千万な話だと私は思っています。仮にこれで票が真っ二つに割れて議長裁決というようなことになった場合、私は議長にも大変な迷惑をかけると思っております。この辺についてはどうですか。議会に対する迷惑、出された人たちに対する迷惑、議長に万が一迷惑をかける、そういった場合はどのような責任をとろうという腹づもりがあるのか、お聞きをしたいと思います。
- ○小島幸典議長 金子町長。
- ○金子正一町長 これは、私は全会一致でお願いしたいということで全員協議会のときもお話ししました。全会一致ができないのであれば、できるだけ私は自分の努力でもってそのように賛同を得られるようにお願いしていきますというお話もしたかと思います。提案者としてみれば、今議員が言われるように、そういう考え方もあるでしょうが、全員の皆さんの賛同をいただきたいということ、それが今言われたような理由でということであれば、どんどん質問していただいて結構だと思うのですよ、このわからないというか、その部分について。それで迷惑がかかった、10人の方にも迷惑がかかる、議長にも迷惑がかかるということは、私は、議員の表決権の問題ですから、それは議員個人個人が考えていただくことだというふうに思っています。私は、お願いすることは、ぜひ皆さんのご賛同をいただいて、農業委員の仕事をやっていただけると、そのような状況をつくっていただきたいというふうにお願いをいたします。
- ○小島幸典議長 田部井健二議員。3回目です。

○12番 田部井健二議員 はい。最後になります。先ほど町長は、課長から撤回をと、そういったことは初めて聞いたような話をしましたけれども、これもうそです。そういううそは議場の中で言わないほうがいいですよ。言ったという課長がいるはずですから。そういううそは言わないでいただきたい。

そして、表決権があるのは当たり前のことです。私はだから、全会一致になるような形にぜひともしていただきたい、何度も何度もお願いをいたしました。間違いは正せばいいのです。誰でも年に1度や2度間違いは起こすのですよ。この役場の中でも200人からの人間が働いていれば、一人が年2回間違いを起こしても、それは人数がいれば、毎日小さな間違いの1つや2つ起きても当然なのです。問題なのは、起きた間違いをどのように処理をしていくかということが問題なのです。評価委員会の評価の仕方に誤りがあったということは、評価委員長の副町長も認めております。副町長も、ぜひとも撤回をして、新たに評価委員会をやり直して全会一致でお認めをいただければありがたいというような話をしておりました。私もそのとおりだと思っています。わからないのはあなただけ。あとは何人かのあなたの言うことにただただ黙って手を挙げる議員だけですよ。一生懸命こういうことを勉強して取り組めば、間違いを正すのは当たり前なのですよ。間違ったからだめだという話をしているのではないのです。間違った部分を正しく修正をして出し直しをしてください、それで人事案件だからみんなで手を挙げられるような環境づくりをぜひともお願いをしたいという話を私はずっとしております。

以上です。

- ○小島幸典議長 金子町長。
- ○金子正一町長 撤回……

〔「議長、反論は終わったから要らないんですよ、もう。

質疑じゃないんです。まとめたんです」と呼ぶ者あり〕

○金子正一町長 撤回ということについてちょっと疑義があるものですから、お答えしたいと思います。

その撤回をするということを副町長からも言われました。しかし、その撤回をする理由ということもあるのですよ。田部井議員は私といろいろな形で話をしました。それは、評価委員会の内容について錯誤があるのではないか、それをやはり直して7月にというお話がありました。しかし、そのときに私はふと疑問に思ったのは、田部井議員みずから言ったと思うのですが、この評価委員会の中身について13人で行った、それがいけないのだと。12人でやったということにすれば、それで全会一致になるのだよという話なのです。まだ数日前のことですから記憶に新しいと思うのですが、なぜ私はそのときに、そうであれば、臨時会ということでなくして、この会期の中で何とかなるのではないでしょうかということで田部井議員にもお話をいたしました。そして事務局長に来ていただいて、そういうことが可能かどうかと。可能ですという話もありました。ですから、私がその質

問に対して撤回ということについては、評価委員会で真剣に考えてきた、私もその人たちは適任者であるということを自分で確認したものですから、提案をさせていただいたということであります。

ぜひ議員の皆さんには内容を十分審査をしていただいて、そして田部井議員が言われますように、 全会一致ということが人事案件ですから一番望ましいと思うのです。しかし、いろいろなお話が出 ましたが、そういうことがないようにぜひお願いをいたしたいと、このように思います。

○小島幸典議長 ほかに質疑ありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

- ○小島幸典議長 田部井健二議員、まとめでお願いします。
- ○12番 田部井健二議員 さっきまとめたのを、議長が延長してくれたのです。

町長、13人で評価をするのでなくて、12人で評価するのが当たり前、確かにそのように言いました。当たり前ではないですか。 1人の方は書類選考の時点で省かなくてはいけない人なのですよ。もう評価の対象にならないのです、要件を満たしていないのですから。そうすれば13名、推薦でも応募でも人数が上がってきても、 1人の方は評価の対象にならないのですよ、最初から。そうすれば、12人を基準に評価をして点つけをしていく、当たり前ではないですか。よろしいですか、町長。上げていないのではないのですよ。その方は突然、突然差しかえたのですよ。上がっていました、きちんと。それを差しかえたのですよ。町長がそういうふうに言うのなら、副町長に最後にお尋ねをしたいところですけれども、まとめだから聞きません。聞かない。よろしいですか、町長。上がっていましたよ。審査の対象になって、その方は最後まで審査をされて、合格点をもらって上がっていたのです。それが29日の日に差しかえになったのですよ。そこまでの、そこまでのことをやっていて、それが公正で厳正なと。どの面下げてそんな話をするのですか。私は、だから一度、12人でもう一度仕切り直しをしていただきたいと。そして提案をしていただけば、議会が気持ちよく、全員の手が挙がる環境づくりができるでしょうということを申し上げておりました。今もその思いは変わりません。

以上です。

○小島幸典議長 ほかに質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○小島幸典議長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結します。

これより同意第2号について討論に入ります。討論ありませんか。

松島茂喜議員。

〔4番 松島茂喜議員登壇〕

○4番 松島茂喜議員 同意第2号から同意第11号までの間、同意第7号以外の部分について、反対 の立場から討論をさせていただきます。

今申し上げました同意第7号の方につきましては、法で認められ、利害関係者以外ということから点数がついておりません。その方につきましては、点数がついていないということで評価委員会の対象になっていないということから、その部分を除くところを反対の立場から討論を申し上げたいと思います。

まず、冒頭にお断りをさせていただきますが、その上がっている人物がふさわしくないということではございません。先ほど私も質疑の中で申し上げてきたとおり、この10名の方を選考する段階での、そのプロセスの中で、非常にこれはふさわしくないことがあったということでございます。

先ほども町長にも伺いましたが、残念ながら、その基準を定めた日がホームページに要項等を公開した後であった、またそれを締め切った後であったということから、これは順序的に非常に非合理であると、逆であるということの事実は否めないと思います。先ほど副町長のほうからも、この件については時間的余裕がないというようなお話でありましたけれども、残念ながら、この法改正はいつ行われたのか、非常にその辺考えていただきたい。また、農業委員の任期は決まっていたわけです。ですから、事務作業をスムーズに行う上で十分に時間はあったはずなのです。それを、そういった時間的な事務作業の部分を計算した中でスムーズな選考を行うという段取りができていれば、このようなことにはならなかったわけです。

しかし、大変申しわけないというような町長の言葉も私の質疑の中でありましたが、これは申しわけないでは済まされないのです。先ほども言ったように、しっかりとした正しいプロセスの中で行われてきた選定であれば、正しい判断が私ども議会でもこれはされて当然のこと。しかし、そういった状況にないということでありますので、これは正しい判断はできない。となりますと、やはりそれは賛成するわけにはいかないわけです。どうしてもその部分については認めるわけにはいかないという結論に至ってしまうわけでございますので、そういった理由から、先ほど申し上げましたように、同意第7号以外の部分については反対の立場とさせていただきたいと思います。

以上。

○小島幸典議長 ほかに討論はありませんか。

塩井早苗議員。

〔5番 塩井早苗議員登壇〕

○5番 塩井早苗議員 私は、同意第2号から同意第11号に対して賛成討論をさせていただきます。

まず、同意第2号の方、農事支部長・班長、損害評価員2期、農業委員1期3年及び農業委員会の会長等を含めて、認定農業者でありまして、農業に対して十分に理解しているので、このことを推薦されるというふうに、3月末日の応募状況の中に最終公表の中に入っております。どの方も、同意第3号、同意第11号まで、全ての方に対して、立派な農業委員としての資格を持っていると思います。

プロセスに対して問題があったということとしては、紆余曲折する会議は当然ございます。そし

て最終的に町長にこの方たちを任命したいというふうに評価委員会のほうで上げてきました。それで、次のまた7月にやればどうかというふうなことを何人かの議員たちがお話ししているようですけれども、それはまた同じ方をそのプロセスではなくやればいいということで、余り私にはそれは理解できません。同じ方を任命するのであれば、今回この上程された同意第2号から同意第11号で十分と考えております。どの方たちも皆さん立派な方たちで、農業委員としてしっかりとやっていただける方ですので、私はこの上程に対して賛成といたします。

以上でございます。

○小島幸典議長 ほかに討論ありませんか。

大賀孝訓議員。

[2番 大賀孝訓議員登壇]

○2番 大賀孝訓議員 先ほど来いろいろな意見が出ておりますけれども、農業委員につきましては、 全員協議会等でも活発な議論が行われました。しかしながら、どなたもこの出てきた10名の方に対 する反論はありませんでした。

プロセスが問題だ、選考が問題だということはございましたけれども、しかしながら……

[「討論は賛成か」と呼ぶ者あり]

- ○2番 大賀孝訓議員 賛成です。しかしながら……
- ○小島幸典議長 ご静粛に願います。
- ○2番 大賀孝訓議員 この10名の方々のプロセス、要するに選考過程についてケアレスミスがあったわけですけれども、これについては人物的なもの等を勘案しますと、非常に優秀な農業に対する情熱の方がここに出ておるというふうに理解をしておりますし、また評価委員長の副町長のお話等を聞きましても、この選考方法に若干のケアレスミスがあったとしても、審査は公平に行われて、農業委員にふさわしい方を選出をいたしましたということがるる報告をされております。したがいまして、この場でこの10名の方々の農業委員としての資格を疑うことはまずございませんし、これを否定するものではございません。

したがいまして、優秀な農業に対する取り組みの考え方の持ち主だということで賛同をいたし、 賛成討論とさせていただきます。

○小島幸典議長 ほかに討論ありませんか。

田部井健二議員。

〔12番 田部井健二議員登壇〕

○12番 田部井健二議員 ただいま議題に上がっております農業委員の任命につき同意を求めること について、同意第7号以外の同意については反対の討論をいたします。

先ほどからるる話が出ております。人物について、そのとおりであります。人物評価は一切議会はしておりません。この方が任にふさわしくない、そういった議論は一切出ておりません。私も、

提案された方が農業委員という役職につけば、立派に任を果たしていただけるものと確信をしております。

ただし、やはり議案を上程するにはルールがあります。間違いは間違い。気がついたら直す。当たり前であります。それだけの時間的な余裕もあるはずであります。みんながそういう審査が一番望ましいというような審査を経て、堂々と議会に上程をし、全ての議員から了解をいただく、そのような提案をぜひなさるべき。これは、総務教育常任委員会でもそういった話が取りまとめられております。所管の総務教育常任委員会でもそういう話になっておりました。町長は否定をしましたけれども、出席をした課長、あるいは総務課長はじめかかわった課長、そういった方々も、ぜひとも撤回をし、そして改めて提案をし、全会一致を求めるべきというお話をしたふうにも聞いております。なぜそこが町長にはわかっていただけないのか、非常に残念でありますけれども、私は決して名前の挙がった方たちに能力がない、人格的に劣っている、そんなことはつゆほども思ったことはありません。人物がそのまま同じ10名の方が上げられるのか、または違う方になるのか、それは評価委員会が決めることであります。私どもは、評価委員会そのものが厳正公正に推移をされる、あるいはされていない、それをチェックをする機関だというふうに思っております。今回に限り、残念ながらそういったことが行われなかったということで、私は反対とさせていただきます。

以上です。

○小島幸典議長 ほかに討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○小島幸典議長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結します。

これより同意第2号 農業委員の任命につき同意を求めることについてを採決します。

本件は原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

〔可否同数〕

○小島幸典議長 可否同数。

ただいま採決しましたとおり可否同数でありますので、地方自治法第116条第1項の規定により、 議長が本件に対して裁決します。

同意第2号 農業委員の任命につき同意を求めることについては、議長は可決と裁決します。以上です。

暫時休憩いたします。

〔午前11時00分 休憩〕

○小島幸典議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

〔午前11時10分 再開〕

○小島幸典議長 次に、同意第3号について討論に入ります。討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○小島幸典議長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結します。

これより同意第3号 農業委員の任命につき同意を求めることについてを採決します。

本件は原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

[可否同数]

○小島幸典議長 可否同数。

ただいま採決しましたとおり可否同数でありますので、地方自治法第116条第1項の規定により、 議長が本件に対して裁決します。

同意第3号 農業委員の任命につき同意を求めることについては、議長は可決と裁決します。 次に、同意第4号について討論に入ります。討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○小島幸典議長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結します。

これより同意第4号 農業委員の任命につき同意を求めることについてを採決します。

本件は原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

[可否同数]

○小島幸典議長 可否同数。

ただいま採決しましたとおり可否同数でありますので、地方自治法第116条第1項の規定により、 議長が本件に対して裁決します。

同意第4号 農業委員の任命につき同意を求めることについては、議長は可決と裁決します。 次に、同意第5号について討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○小島幸典議長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結します。

これより同意第5号 農業委員の任命につき同意を求めることについてを採決します。

本件は原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

〔可否同数〕

○小島幸典議長 可否同数。

ただいま採決しましたとおり可否同数でありますので、地方自治法第116条第1項の規定により、 議長が本件に対して裁決します。 同意第5号 農業委員の任命につき同意を求めることについては、議長は可決と裁決します。 次に、同意第6号について討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○小島幸典議長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結します。

これより同意第6号 農業委員の任命につき同意を求めることについてを採決します。

本件は原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

[可否同数]

○小島幸典議長 可否同数。

ただいま採決しましたとおり可否同数でありますので、地方自治法第116条第1項の規定により、 議長が本件に対して裁決します。

同意第6号 農業委員の任命につき同意を求めることについては、議長は可決と裁決します。 次に、同意第7号について討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○小島幸典議長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結します。

これより同意第7号 農業委員の任命につき同意を求めることについてを採決します。

本件は原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

[起立全員]

○小島幸典議長 起立全員。

よって、同意第7号は原案のとおり同意することに決定しました。

次に、同意第8号について討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○小島幸典議長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結します。

これより同意第8号 農業委員の任命につき同意を求めることについてを採決します。

本件は原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

〔可否同数〕

○小島幸典議長 可否同数。

ただいま採決しましたとおり可否同数でありますので、地方自治法第116条第1項の規定により、 議長が本件に対して裁決します。

同意第8号 農業委員の任命につき同意を求めることについては、議長は可決と裁決します。 次に、同意第9号について討論に入ります。討論ありませんか。 [「なし」と呼ぶ者あり]

○小島幸典議長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結します。

これより同意第9号 農業委員の任命につき同意を求めることについてを採決します。

本件は原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

[可否同数]

○小島幸典議長 可否同数。

ただいま採決しましたとおり可否同数でありますので、地方自治法第116条第1項の規定により、 議長が本件に対して裁決します。

同意第9号 農業委員の任命につき同意を求めることについては、議長は可決と裁決します。 次に、同意第10号について討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○小島幸典議長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結します。

これより同意第10号 農業委員の任命につき同意を求めることについてを採決します。

本件は原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

〔可否同数〕

○小島幸典議長 可否同数。

ただいま採決しましたとおり可否同数でありますので、地方自治法第116条第1項の規定により、 議長が本件に対して裁決します。

同意第10号 農業委員の任命につき同意を求めることについては、議長は可決と裁決します。 次に、同意第11号について討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○小島幸典議長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結します。

これより同意第11号 農業委員の任命につき同意を求めることについてを採決します。

本件は原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

〔可否同数〕

○小島幸典議長 可否同数。

ただいま採決しましたとおり可否同数でありますので、地方自治法第116条第1項の規定により、 議長が本件に対して裁決します。

同意第11号 農業委員の任命につき同意を求めることについては、議長は可決と裁決します。

◎日程第13 議案第26号 邑楽町個人情報保護条例及び邑楽町情報公開条例 の一部を改正する条例

○小島幸典議長 日程第13、議案第26号 邑楽町個人情報保護条例及び邑楽町情報公開条例の一部を 改正する条例を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

金子町長。

〔金子正一町長登壇〕

○金子正一町長 議案第26号 邑楽町個人情報保護条例及び邑楽町情報公開条例の一部を改正する条 例について、提案理由の説明を申し上げます。

個人情報の保護に関する法律が改正されたことに伴い、個人情報の定義の明確化、要配慮個人情報の定義化及び不開示情報として規定されている個人情報の定義の整備を行うため、邑楽町個人情報保護条例及び邑楽町情報公開条例の一部を改正いたしたく、ご提案申し上げる次第であります。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○小島幸典議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○小島幸典議長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○小島幸典議長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結します。

これより議案第26号 邑楽町個人情報保護条例及び邑楽町情報公開条例の一部を改正する条例を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○小島幸典議長 起立全員。

よって、議案第26号は原案のとおり可決されました。

◎日程第14 議案第27号 邑楽町立認定こども園設置条例

○小島幸典議長 日程第14、議案第27号 邑楽町立認定こども園設置条例を議題とします。町長から提案理由の説明を求めます。金子町長。

[金子正一町長登壇]

○金子正一町長 議案第27号 邑楽町立認定こども園設置条例について、提案理由の説明を申し上げます。

小学校就学前の幼児期の教育及び保育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものでありますが、急速な少子化の進行、家庭や地域を取り巻く環境の変化に伴い、子供の教育及び保育に対する需要は、かつてなく多様化しております。これらに鑑み、現状の保育ニーズを賄いつつ、幼児教育施設としての教育及び保育機能を両立し、あわせて保護者に対する子育て支援を行うため、町立高島幼稚園と町立北保育園を一体とした認定こども園の設置条例を制定いたしたく、ご提案申し上げる次第であります。

なお、詳細につきましては、子ども支援課長をして説明いたさせますので、よろしくご審議の上、 ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○小島幸典議長 久保田子ども支援課長。

〔久保田 裕子ども支援課長登壇〕

○ 久保田 裕子ども支援課長 ただいま町長より提案されました議案第27号につきまして、補足説明申し上げます。

お手元に配付してございます邑楽町立認定こども園設置条例につきまして、第1条では、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づき、設置を定めています。

第2条では、認定こども園の名称を「おうらこども園」、位置を「邑楽町大字藤川451番地4」と 定めています。

第3条では、利用者負担額の徴収について、第4条では一時預かり保育料の徴収について定めています。

次に、附則では、第1条で施行日を平成30年4月1日と定め、以降の条につきましては、本条例の制定に伴い、条例の一部を改正する必要が生じた条例につきまして、附則でこれを改正しております。

以上で補足説明を終わります。

- ○小島幸典議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。 大野貞夫議員。
- ○11番 大野貞夫議員 ただいま邑楽町立認定こども園設置条例、これが出されたわけですが、これは平成30年度に認定こども園への移行ということで、町のほうとすれば、この準備作業、ずっとやってこられた、この一つの中での設置条例ということになると思います。いわゆる今町長の話の中にもありましたように、少子高齢化という中でのお話もされたわけですが、邑楽町でも初めて待機児童が生まれて、今はそれが各保育園の定員をふやして、そして子ども支援教室、そういう場所も潰しながら、そこに子供を入所させることによって定数を、いわゆるこれ国のほうからの、もちろん国、県からの指導もあるのだと思いますが、規定いっぱいに、そこに子供を詰め込みといいます

か、そういう中での解消を図ったということで、今のところ待機児童はいないと。要するに今、邑楽町の幼稚園、それから保育園の需要数といいますか、これは町のほうから出ている資料の中でも出ているわけですが、平成25年から平成29年、この5年間の需要数の増減ということで見てみますと、平成25年は幼稚園の需要数、これは邑楽町全体です、319名、そしてことしの平成29年の幼稚園児数は253名、実に66名が少なくなっている、これが幼稚園の需要数です。それに対しまして保育園の需要数はどうかというと、平成25年の426人から平成29年は472名、プラス46名。このように幼稚園の需要数と保育園の需要数というのは非常にばらつきが、差が出てきております。

ここで言われている邑楽町立認定こども園の対象となる高島幼稚園はどうかということで見ますと、今年度の平成29年度の年少組が7名、年中組が10名、年長さんは来年の4月になりますともう小学校に入学するということになりますから、実際には来年度の4月には7名の10名、それに来年度の、これは言われているところですが、入園の希望者が4名ということが言われております。そうしますと、全体で高島幼稚園は20名ちょっと超えると、21名ですね、こういうことになります。それに引きかえ保育園児の入所数、特にゼロ歳から2歳児においてはかなりの数でこれからふえていくであろうと。これはやっぱり現実に来年度次年度の4月、そのときになってみないと正確な人数は出ないわけですけれども、調べようと思えば、今どのくらいのお子さんが、来年度のこの入所するときの時期までに、当然保育園に希望する人が何名ぐらいいるかということは調べれば把握はできるわけですけれども、そういうことを考えてみた場合に、これから高島幼稚園と北保育園を一緒にして、そして認定こども園、幼保連携型という形をとるわけですけれども、そういうふうになっていくと。

そうしますと、期間がまだちょっとありますね、実際になるまでに。この間に私は、ちょっと待てよと思ったのです、実は。というのは、恐らくこれから保育園に入所する子供はどんどんふえていくでしょうと。その場合に、また同じような待機児童が出る可能性は非常に大きいと。そういう点では、理想的なのは、公立の認可保育園がもう一園ぐらいできないと、この問題はなかなか解決しないだろうというのは、その保育園の関係者や何かから聞きますと、そういうお話をよく伺うわけです。そういう中で、これをもう少しちょっと足どめといいますか、慎重にこの辺は考えていく必要があるのではないかというふうに私は思うのです。設置条例ということをつくりますと、これはもうそういう道でこれから進むわけですから、その前にもう一度慎重に審議する時間があってもいいのではないかというふうに思うのですが、町長の見解をお伺いしたいと思います。

- ○小島幸典議長 金子町長。
- ○金子正一町長 来年の4月1日からということでお願いしているわけでありますが、議員のご質問の中にもありましたけれども、保育園への入所希望者がふえるのではないかということです。これは国のほうの施策もあるわけですが、いわゆる保育所への入所基準ということの規制緩和が大きくなってきたということもありますし、加えて就労といいますか、保護者の方の就労する機会が多く

なってきたということもあるだろうと思います。したがって、待機児童が結果としてふえるのではないかというお話ですが、これは施設の充実とあわせて保育士の確保というのも大変厳しい状況になっていることは否めない事実でもあります。しかし、邑楽町の場合には、そういったこともクリアをしていく中で順次解決をしているところでもあります。また、子ども・子育て会議の中でも十分この辺についてはご議論をいただいた中で、町の行く末をどう考えるかということもあります。

したがって、現在幼稚園に就園をしている園児、それから保育園へ入所している園児等あるわけですが、現状ではそういった形で進めていく中で、将来的には幼保連携型ということで国のほうは進めていますけれども、その需要に応じた運営をしていくことが必要ではないかなというふうに思っています。当然今日提案するまでの中にはいろいろのご議論をいただいた中で、先ほど課長のほうからも補足がありましたけれども、そういったことも十分踏まえた中で、間違いのないような形での認定こども園をつくっていきたいというふうに思っておりますので、幼稚園と保育園が一体となった部分でもありますので、これからの町の幼保教育を進めていく上でやはり理想な形ではないかということも一つあります。保護者の方へいろいろアンケート等もとった中で、間違いのないような形で今後も進めていきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願いいたします。

なお、慎重に進めていくべきではないかということについては、ご指摘のとおりでもありますので、十分問題がないような形で進めていきたいと、このように思っております。

- ○小島幸典議長 大野貞夫議員。
- ○11番 大野貞夫議員 慎重にやっていくということですが、この設置条例をつくるということについては、大きくそういう方向に進んでいくということは、これはもう決定的なことになるのだと思うのです。今町長の話の中にもありました、この間の子ども・子育て会議の中でもこの問題はいろいる話が出ていたということを今言われたわけですが、この中では、この問題に対しては具体的にどんなことが話し合われてきたのか、それをちょっと確認したいと思いますので、説明をお願いいたします。
- ○小島幸典議長 久保田子ども支援課長。
- ○久保田 裕子ども支援課長 先ほどの質問でございますが、子ども・子育て支援会議の中に専門部会等ございます。そちらの中で認定こども園の関係を諮ってきた次第でございます。いろいろ幼稚園、保育園、人数的な問題も含めましてお話がありました。幼稚園の機能と保育園の機能を残した上でやっていく中で、いろいろな子供たちの時間関係の部分や、そのほかいろんな本当に細かい部分での幼稚園と保育園の経営の中での違いがございますが、そこは幼稚園の教育機能、保育園の養護・教育機能を残した上で、幼保連携型の認定こども園ということで、高島幼稚園のほうも人数が少なくなる部分もありますし、ゼロ歳から5歳までを受け入れる施設としてやっていくべきであろうということをご理解いただいているような形でございます。最終的には、その上の子ども・子育て会議のほうでも再度説明いたしまして、その辺のご理解をいただいているところでございます。

- ○小島幸典議長 大野貞夫議員。
- ○11番 大野貞夫議員 はい、わかりました。

今、これは最後の質問になりますが、現在もう園舎が完成をされ、高島幼稚園と北保育園が一緒のところで保育を行っている、現在行われておるわけです。その現場で今何が起きているのか、ここが非常に私は心配になるところなのです。いろいろ聞きますと、保育園の職員、それから幼稚園の職員との間でのいろんなあつれきがあるという中で、これは要するにもともとが子供の発達段階においての子育てのプロセスが、まさに根本的に違うというのが一緒になってこれからやろうとするわけですから、当然そこにはいろんな問題が出てくるのは当たり前の話だというふうに思います。

ここを過日の産業福祉常任委員会の中でも私お聞きしたわけですけれども、担当課長もその辺は 大分心配をしておりまして、これは今の課長のその前の多田課長のときから言われていたことなの ですが、やはり現場の人たちの声をよく聞くと、そしてそれが今後認定こども園ということでなっ ていけば、この問題の解消というのは非常に私は難しいのではないかというふうに思います。

これは郡内でいきますと、明和町が認定こども園としてもう約10年近く、今やっているわけですけれども、ここでもいまだにその問題が解消されていないと、いろんな問題を抱えて現場のいわゆる職員の人たちは大変な思いをしている、こういうのが現実にあるわけです。

邑楽町も、当然こども園に移行することによって、このことからなかなか解決策というのは私は非常に難しいのではないかと。いろいろこれから職員も交えて、すり合わせをしながら一つ一つ問題を解決していくのだというお答えをいただいたわけですけれども、果たしてそれが現実に解消していく方向に本当にできるのだろうかという点では私は非常に疑問に思うわけで、できればここで、先ほど私が言いましたように、もうちょっと時間を、研究する時間を置いて、それからでも決して私は遅くはないのではないかと。先ほど申し上げましたように、高島地域における幼稚園の入園する人たちの数と、それからこれから当然いわゆる保育園に入所する、特にゼロ歳から2歳児の子供たちが非常にふえてくる中で、仮に高島幼稚園を中野幼稚園のほうに合併をする、そういうことによって、これからの待機児童の問題は、高島幼稚園と北保育園を一つの保育園として運営することによって一挙に解決をするということも私は考えてもいいのではないかというふうに思うわけで、その辺での私の今のことに対しての町長の考えをもう一度お聞かせいただければというふうに思います。

- ○小島幸典議長 金子町長。
- ○金子正一町長 まず、認定こども園になることによって、そこで働く職員のあつれきの問題、現場で何が起きているかという話ですが、私はそういうことがあってはいけません。確かにその当初、開園当初というか、準備をする期間の中では、幼稚園においては幼稚園の指導要領ということになるのでしょうか、それから保育園のほうでは保育指針という、この両方で来ているわけですから、それを一つにするというのは、私は議員が言われるように若干の時間はかかるだろうと思っていま

す。そういうことが一日も早く解消していかなければならないという前提に立って、現場の先生には、いわゆる幼稚園を経験をしてきた先生に保育園のほうを指導してもらうということで、いろんな面で、要は幼稚園教諭と保育士が非常に悩みがあるという部分を解消していかなくてはなりませんので、そういった人事も行ってきたところでもありますし、したがって、私も時々行くのですけれども、一つの職員室の中では、保育時間が違いますので、なかなか一緒になってということは少ないかもしれませんが、私自身が見た目では、また聞いた話では、そういったことは、ないということはありませんけれども、解消されつつあるのではないかなというふうに私自身は思っております。

したがって、町のほうでも、新しく採用する職員については、保育士の資格、幼稚園教諭の資格、 両方兼ね備えた方にということでできるだけ採用を計画をしているということもありますので、それはやはり認定こども園ということを考えた場合に、心配されるようなことが少しでもないように という考え方であります。

それからもう一つ、高島幼稚園に就園している子供を、中野幼稚園のほうに合併することによって保育園機能の一本化が図られるのではないかというご質問ですが、これについては、現在幼稚園としての機能で運営をしている部分もあります。したがって、これから将来ですね、先ほども就園児童の人数もおっしゃられましたけれども、そういうことを十分考えた上で、その時に合ったこども園の運営を行っていく必要がこれは出てくるだろうというふうに思っています。したがって、現在高島幼稚園と中野幼稚園の合併ということについては特に考えておりませんので、今後進めていく中で十分考えていく課題として残っていくというようなことは承知をしております。

- ○小島幸典議長 ほかに質疑ありませんか。
 - 松島茂喜議員。
- ○4番 松島茂喜議員 所管にかかわりますので、町長にお伺いをいたしますが、これ新規事業ということで、その新規事業に当たっては、先ほどもありましたけれどもプロセス、そういったものが非常にこれは大切になってくるのではないかなというふうに思っております。行政の都合が先に立ってしまって、その当事者である保護者、また子供たちが置き去りにされていたのでは困るわけでございます。

そういった観点から何点かお聞きをしますが、まず、この認定こども園開園に向けて町が動きを始めたということで、当然その保護者に対しての情報の提供、それからその情報を共有した部分、そして共鳴をした部分、それぞれあろうかと思います。その過程を、町長がどういったその保護者に対しての情報提供を行い、そして共有を行い、そして共鳴をしてきたのか、その部分について、町長自身がですよ、お伺いをいたします。

- ○小島幸典議長 金子町長。
- ○金子正一町長 これは、新しく事を起こすということについては、そこに関係する方々の意見も聞

かなくてはなりません。したがって、保護者の方々についても、当然このような形で認定こども園を考えております。したがって、そのご意見、要望というようなことも聞き入れたアンケート調査等も行って、それで時間をかけて今日まで来ているということですので、私はその情報ということについては、保護者の方については、説明というのは、担当も何回か会議等も開いておりますので、担当というか、そういった保護者の会議も開いておりますので、十分共有していただけているものと、そのように思っております。

- ○小島幸典議長 松島茂喜議員。
- ○4番 松島茂喜議員 今のお話ですと、アンケート調査を行ったということでございます。アンケート調査というのは、前にも申し上げたことございますが、これは一方的ですね、お聞きをしただけ、こちらからの回答はないということです。ですから、私は、先ほどお聞きしたのは、情報の提供の部分にはある程度アンケート調査の部分は当たるかと思いますが、それを共鳴した経緯、そういったものは伺えなかったのですけれども、その部分について、具体的にどういった保護者との情報の共有、また共鳴をされてきたのか、その部分について再度お聞きします。
- ○小島幸典議長 金子町長。
- ○金子正一町長 当然保護者の理解も得なければなりませんから、その会議の席にも、アンケートだけでなくて、私もお邪魔して説明をさせていただいた。その中では幼稚園の関係でいろいろ意見も出された、保育園のほうでも出されたという事実はあるわけです。それがどういうことか、ちょっと頭にありませんけれども、いずれにしても、保護者の方と町との考え方というのは大事なことですので、お互いに相互理解を得た中で今日に来ているということはご理解いただいていると思っています。
- ○小島幸典議長 松島茂喜議員。
- ○4番 松島茂喜議員 相互理解を得たと言えないではないですか。どんな話し合いをして、どういう意見を伺ったか、ちょっとわからない、覚えていないようなお話でしたけれども、それで相互理解が得られたなんて、とんでもない話ですよ。そこの部分は、私は一番大事な部分だと思います。保護者と、保護者は当事者ですから、もちろん子供が第1、その保護者が最大の当事者です。その方々にとって認定こども園を開園するに当たってどんなメリットがあるのか、またデメリットがあるのか、そういったところをしっかりと情報の提供をして、そしてその情報を共有をして、十分に議論を重ね、結果を出す、そういったことが私は必要だというふうに思っています。町長、それでは答弁にならないですよ。自分で実際に保護者と立ち会って話をしたのでしょうから、どんな話が出たのか、町長にお伺いをいたします。
- ○小島幸典議長 金子町長。
- ○金子正一町長 大変失礼をいたしました。ちょっと記憶ですとまた失礼がありますので。この関係 については、アンケート調査ということも行いましたが、高島幼稚園、北保育園、120人に対して

のということがあります。説明会を開いたときの意見としては、特にこのこども園についての反対 の声はなかったようでありますけれども、不安な面ということがあったと。この点については、先 ほど大野議員のほうからもご質問がありましたけれども、より先生方の共有といいますか、先生方 の扱うことについて保護者の方は大変心配をされたというようなことはありますけれども、認定こ ども園をつくるということについては特に反対されるという声はなかったと、そういうふうにこと しの3月29日の説明会では出ております。

- ○小島幸典議長 松島茂喜議員。
- ○4番 松島茂喜議員 保護者の方から私のところにも、どうなってしまうのだろうといった不安の声が上がっていることは事実であります。それはなぜなら、なぜならですね、しっかりとした情報の提供、そして先ほどから言っていますその情報の共鳴が行われていないということのあかしなのですよ、それは。反対の意見がなかった。反対だか賛成だかという議論ではなくて、そもそも保護者のほうも、しっかりと議論がされていなければ、どういった状況になるのかさえ理解されていない状況で、反対の意見も何も出るわけないではないですか。逆に不安な面を訴えた方もいた。それは当然だと思いますよ。その不安を当然取り除いた状況の中で事業を進めていくというのが、私は正しいプロセスだと思っています。その不安を取り除かない中で進めていくというのは、非常にこれは時期尚早の部分があると私は考えています。

以上です。

○小島幸典議長 ほかに質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○小島幸典議長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

大野貞夫議員。

〔11番 大野貞夫議員登壇〕

○11番 大野貞夫議員 議案第27号 邑楽町立認定こども園設置条例に反対の討論を行います。

そもそもこの構想が出されてきた背景は、国の待機児童対策の一つとして提唱されてきました。特に都市化された地域においては、人口の集中、保育園の土地立地条件等の確保、保育士のなり手不足、少子化など深刻な状態の中から、本来公的な立場から子供の成長を保障すべき役割を投げ出し、予算はふやさず、規制緩和と保育の市場化を進めるために、新システムによる改革と称して、福祉としての保育を産業化し、お金で売り買いする商品に変える経済効率を優先し、子供でもうける仕組みが子ども・子育て新システムです。幼保一体化については、期待する声も多いようですが、ただ施設の名称を変えればそれで豊かな保育を保障できるようになるわけではありません。

戦後70年、子供の発達段階によって営まれてきた形態は、いわゆる保育園は厚生労働省管轄、幼

稚園は文部科学省に分かれてきたことはご承知のとおりです。それは、子供の成長・発展過程による根本のところがもともと違うからです。これまで長く続けてきたこれらの形態は、それぞれのよさを生かして今日まで続けてきたゆえんであります。ですから、それを一緒にしようとするところにもともと無理があるからです。

これからの邑楽町の子育て、町づくりを考えた場合、町は幸いに土地に恵まれ、公的な建物を建てることには不自由はしません。こども園という新システムの路線ではなく、従来どおり国と自治体が責任を負う現行保育制度を基礎に、十分予算をつけ、保育条件を改善し、子供本位の制度にすることを目指すべきと考えます。

以上をもちまして、この議案には反対をいたします。

○小島幸典議長 ほかに討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○小島幸典議長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結します。

これより議案第27号 邑楽町立認定こども園設置条例を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔可否同数〕

○小島幸典議長 可否同数。

ただいま採決しましたとおり可否同数でありますので、地方自治法第116条第1項の規定により、 議長が本案に対して裁決します。

議案第27号 邑楽町立認定こども園設置条例については、議長は可決と裁決します。

◎散会の宣告

○小島幸典議長 以上で本日の日程は終了しました。

明日13日は午前10時から会議を開き、一般質問を行います。

本日はこれにて散会いたします。

お疲れさまでした。

〔正 午 散会〕